

山武中央合併協議会 会議録

会議の名称	第5回 山武中央合併協議会	
開催日時	平成17年 8月30日(火)	午後 1時27分 開会 午後 2時12分 閉会
開催場所	松尾町農村環境改善センター	
議長氏名	副会長 古谷 淳	
出席者氏名	別紙「出欠席者名簿」のとおり	
欠席者氏名	同上	
事務局氏名	局長 小川 利一 他12名	
会議事項	1 議題	2 会議結果
	別紙「第5回山武中央合併協議会会議次第」のとおり	別紙「会議経過」のとおり
会議の経過	別紙「会議経過」のとおり	
会議資料	別紙「第5回山武中央合併協議会 会議資料」のとおり	
その他必要事項	特になし	
会議録の確定		
確定年月日		記名押印
平成17年 9月 9日		議長 副会長 古谷 淳

会議の名称 第5回 山武中央合併協議会

開催日 平成17年 8月30日(火)

出欠席者名簿

委員氏名		出欠
会長	大高和郎	出
副会長	松下浩明	出
副会長	浪川滯一	出
副会長	古谷 淳	出
委員	行木信一	出
委員	加瀬和男	出
委員	野中 学	出
委員	清宮央行	出
委員	大塚重忠	出
委員	秋葉武男	出
委員	萩原善和	出
委員	小川孝藏	出
委員	伊東利二	出
委員	秋葉雅弘	出

委員氏名		出欠
委員	地布久勝夫	出
委員	田邊孝雄	出
委員	小川卓昭	出
委員	平野和男	出
委員	並木 彌	出
委員	猪野源治	出
委員	野嶋正宏	出
委員	今関 紘	出
委員	林 政利	出
委員	木島弘喜	出
委員	菅井直秀	出
委員	土屋二郎	出
委員	佐瀬光久	出
委員	生田昌司	出

出席 28 名 ・ 欠席 0 名

備考: 生田昌司委員(区市町村課長)の代理で市町村合併支援室内田主幹(区市町村課)が出席。

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
○事務局	それでは、ただいまより第5回山武中央合併協議会を開会させていただきます。
○大高会長	初めに、山武中央合併協議会大高会長よりご挨拶申し上げます。
	皆様、こんにちは。委員の皆様には、ご多忙中のところご出席いただきまことにありがとうございます。また、傍聴席の皆様にはご苦勞さまでございます。8月も明日で終わりでございます。さすがに暑い夏もこれで幾らか涼しくなるかと期待を寄せているところですが、合併の準備作業も佳境を迎えております。
	本日は、学校教育事業、保育事業、国民健康保険事業など、住民の皆様にも身近な協議事項についてのご報告でございます。委員の皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
	また、本日は、私「のど」の調子がちょっと、不覚にも「のど」を痛めてしまいまして、低い声を出すのがちょっとおっくうなものですから、古谷副会長に議長をお願いすることにいたしますので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。
○事務局	どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。
	ありがとうございました。
	また、本日、千葉県総務部市町村課長生田昌司委員の代理としまして、千葉県総務部市町村課市町村合併支援室内田主幹にご出席をいただいておりますので、ご紹介させていただきます。
○内田主幹	内田でございます。代理で申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。
	(拍手)
○事務局	ありがとうございました。
	なお、成東町の委員でありました實川前収入役は、6月30日、任期満了により退任されておりますので、ご紹介させていただきます。
	続きまして、次第の3、報告事項に入らせていただきますが、先ほど大高会長からお話がありましたが、本日は古谷副会長に議長をお願いいたします。
○議長	それでは、副会長、よろしくお願いいたします。
	それでは、議長の代行を務めさせていただき、しばらくの間進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
	それでは、早速、報告事項。

<p>○事務局</p>	<p>報告第16号 公の施設の取扱いについてを議題といたします。 事務局より報告をお願いいたします。</p> <p>事務局の榎本でございます。それでは、私の方から、報告第16号 公の施設の取扱いについてご報告をいたします。</p> <p>資料の2ページをご覧くださいと思います。中ほどに調整方針とありますのは、既に協議が完了いたしました協定項目の一部を記載したものでございます。公の施設につきましては、協定項目2で施設の名称については調整が必要なものは合併時まで調整をすることになっておりまして、このたび個々の施設名称について調整が済みしましたので、ご報告をするものでございます。</p> <p>次に、3ページですけれども、こちらは施設の名称を決めるに当たっての基本的な考え方でございます。①から④までございますが、調整の一つとしましては、小学校、中学校、保育園などのように、現在、成東町立、山武町立、蓮沼村立、松尾町立となっているものは、山武市立何々小学校、何々中学校というように調整をするということでございます。</p> <p>それから、2点目は、現在頭に町村名のついていない施設、こちらについては現状の施設名とするということでございます。これは公園ですとか集会施設に多く見られますが、すべて一律にということではなくて、あくまで基本に調整をするということでございます。</p> <p>それから、3点目は、複数町村で同一の施設名となる場合は、施設名の前に旧町村をつけるということございまして、保健センター、給食センターなどの例を記載してございます。</p> <p>4点目、その他の施設については、町村毎に名称を調整後、町村間の整合性を図ったとしております。</p> <p>以上が基本的な方針でございますが、最終的にはすべての施設について各町村にご検討、ご確認をいただき、調整を行ったものでございまして、そうした調整の中でこれらの原則に当てはまらない例外的な施設もありますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。</p> <p>4ページからが具体的な施設の一覧になります。中ほどにありますのが現在の施設名称と、その右側に新市の施設名称を記載してございます。</p> <p>4ページは庁舎、それから集会施設の関係でございます。庁舎につきましては、一番上の成東町役場が山武市役所ということで、その他の町村役場が山武市役所何々支所という名称になるということでございます。その下は、青年館ですとか共同利用施設などの集会施設が並んでおりますが、こちらについては新市の施設名称としては特に町村名を付さない形となっております。</p>
-------------	---

	<p>それから、5ページから6ページにかけまして、小学校、中学校、幼稚園等が並んでおりますが、これは先ほどご説明したとおり、山武市立という形で統一を図っております。あと、6ページの下に体育施設等という区分がありますが、ここで特徴的なものとして、特に山武町の施設について、武道場、野球場、弓道場などございますが、「さんぶの森」というのを新たに付けているという施設もございます。</p> <p>それから、7ページは資料館、農林施設、観光施設、公園施設等でございますが、新市の名称はそれぞれ記載のとおりでございます。公園施設などは、先ほど申し上げましたように、そのままというのが多いわけでございます。</p> <p>それから、8ページは駐車場、環境施設、福祉施設、保育所、学童クラブ等の一覧でございます。保育所については山武市立何々保育所、学童クラブなどは山武市何々というような形で統一を図っております。</p> <p>以上、簡単ですが、公の施設の取扱いについての報告を終わらせていただきます。</p>
○議長	<p>ただいま、報告第16号 公の施設の取扱いについて、事務局の説明が終わりました。ご質問ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と呼ぶ者あり）</p>
○議長	<p>質問ないようでございます。報告第16号については以上で終了いたします。</p>
○産業経済部会長	<p>次に、報告第17号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて事務局の説明をお願いします。</p> <p>産業経済部会の鈴木と申します。よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いということでございます。</p> <p>まず、11ページをお開きいただきたいと思ひます。調整方針の上段に、選挙区ごとの農業委員定数については合併時まで調整するという事になっております。これつきまして、部会の方で検討いたしました。</p> <p>次の12ページに「農業委員会等に関する法律」の抜粋がございます。この中で、アンダーラインが引いてございますが、「各選挙区において選挙すべき農業委員会委員は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。」ということになってございます。</p> <p>平成17年3月31日、4町村の各選挙管で確定をさせていただきます選挙人の数が下段の表に列記してございます。その割合から計算いたしましたところ、成東選挙区12名、山武選挙区8名、蓮沼選挙区2名、松尾選挙区8名、計30名というようなことでございます。こういうことで、法令に基づきまして配分をした結果、以上のとおりとなった次第でございます。</p>

○議長	<p>よろしくお願ひ申します。</p> <p>報告第17号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて説明が終わりました。ご質問ございますでしょうか。</p> <p>(発言する者なし)</p>
○議長	<p>ご質問ないようでございますので、報告第17号については終了いたします。</p> <p>次に、報告第18号 学校教育事業の取扱いについて説明をお願いいたします。</p>
○教育部会長	<p>教育部会の大木でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>14ページをお開きいただきます。学校教育事業の中の幼稚園については原則として現行のとおり新市に引き継ぎ、幼稚園保育料、幼稚園保育料減免措置等については合併時まで調整する。ということで、調整してまいりました。</p> <p>現行では、松尾町を除きまして、成東町、山武町、蓮沼村に幼稚園がございまして、成東町が一月5,500円、山武町5,900円、蓮沼村が入園料1,000円、保育料6,000円となっております。子育て支援の考えを含めまして、負担公平の原則と健全な財政運営の原則から検討してまいりました。</p> <p>歳入の総額を平成17年4月1日現在の児童数で割りまして、平均値を求めたものでございます。それで、平均いたしますと、一月当たり月5,730円となりますが、端数を切り捨てまして5,700円としようとするものでございます。この場合、年間1児童当たりの住民負担につきましては、成東町さんが2,400円の増になりまして、山武町さんは2,400円の減、蓮沼村さんは4,600円の減になります。</p> <p>入園料につきましては取らないことといたしまして、減免につきましては国の基準に合わせようとするものでございます。</p> <p>以上で幼稚園保育料につきまして説明を終わります。</p>
○議長	<p>報告第18号 学校教育事業の取扱いについて説明が終わりました。ご質問ございますでしょうか。</p> <p>(発言する者なし)</p>
○議長	<p>ご質問ないようでございますので、次に移ります。</p> <p>報告第19号 保育事業の取扱いについて説明をお願いいたします。</p> <p>どうぞ。</p>
○保健福祉副部長	<p>報告第19号 保育事業の取扱いについて。</p> <p>保健福祉部会の永嶋です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>16ページをお開き願ひます。保育料の取扱いにつきましては、調整方</p>

<p>○議長</p> <p>○議長</p> <p>○住民部会長</p>	<p>針といたしまして、合併時に統一するということになっております。調整が済みしましたので、ご報告させていただきます。</p> <p>新市の保育料の負担につきましては、国の基準単価を基準といたしまして、4町村の現行の持ち出し額を超えないよう、新市の負担をかけないようにすること。また、周辺の負担の状況、これは東金市とか八街市がありますけれども、その辺の負担の状況がどのくらいかということで、参考的には80%から90%の負担をしておりますけれども、そういう状況の調査とか、現在の予算の範囲内で負担ができればということで調整させていただきました。結果的には、国の基準の70%が一般的に妥当ではないかということで、周辺の調査よりやや負担が低いのかなという形になりました。</p> <p>また、現在の保育料の負担につきましては、各町村で取扱いがまちまちでございまして、負担がどうしても上がったり下がったりはやむを得ないわけですが、そういうことがありまして、2階層、3階層の低所得者に対しましては、国の基準の50%あるいは60%ということで、やや負担を現行より下げまして、その分、新市で上乘せするということで、低階層の負担をやや低く設定しました。その関係で、多少新市の持ち出しは増えるわけですが、部会ではそういう方向で決定いたしました。</p> <p>また、延長保育及び一時保育の料金につきましては、新市の1時間当たりの施設の利用率あるいは保育料の1日当たりの単価を基準として設定いたしました。</p> <p>また、現行の各町村の内容につきましては、18ページから20ページまでに載っております。</p> <p>以上です。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第19号 保育事業の取扱いについて説明が終わりました。</p> <p>質問ございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と呼ぶ者あり）</p> <p>質問ないようでございますので、終了いたしまして、次に進みます。</p> <p>報告第20号 国民健康保険事業の取扱いについて説明をお願いいたします。</p> <p>住民部会の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>新市における国民健康保険税率の試算についてご説明いたします。資料は22ページからになります。</p> <p>国保税率につきましては、3月1日の協議会におきまして、事業の健全で円滑な運営を基本に、被保険者の急激な負担増とならないよう配慮</p>
-------------------------------------	--

し平成18年度に統一する。ただし、均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合、当該市町村については、不均一課税とすると提案いたしました。そのことを踏まえまして、住民部会として検討した結果、平成18年度均一課税との方向づけをいたしました。

以下、その内容につきまして、資料に沿ってご説明いたします。

23ページになります。まず、4町村の決算状況等でございますが、平成15年度、16年度の決算と平成17年度の決算見込みから平成18年度の予算見込を算定いたしました。歳出は、医療の高度化や老人保健制度改正により、老人医療の対象年齢が平成14年10月1日より70歳から75歳に引き上げられたことなどにより、保険給付費が伸びてきております。その結果、新市において59億1,100万円の予算が必要となります。歳入は、国・県の負担金や新市財政計画による法定外繰入金2億円を見込んでも、なお国保税で21億4,400万円が必要となってきます。

②の表は、国保の世帯数、被保険者数、調定額、収納額の平成15年度、16年度の決算と平成17年の見込を計上してございますが、平成18年度の国保税収納額21億4,400万円を得るには、③の国保税税率一覧の平成18年度税率のとおり、医療分の所得割7.5%、資産割33%、均等割2万4,500円、平等割2万5,500円、介護分の所得割1.55%、均等割で1万2,500円の税率算定が必要となります。

④の国保税一世帯当たり及び一人当たり調定額は、平成16年度において4町村の間でそれぞれ格差がございましたが、冒頭で申し上げたように均一課税とするため、平成17年度に各町村で、この表のとおり、高い山武町の7万6,441円から低い蓮沼村の7万2,146円まで4,200円余りにその格差を是正いたしました。平成18年度新市における1人当たり調定額は7万9,180円で、平成17年度と比較して成東町で3,394円、山武町で2,739円、蓮沼村で7,034円、松尾町で4,058円の上昇となります。

⑤の基金保有状況でございますが、新市に送ることができる基金が見込みで2億4,200万余りございますが、これは予算計上せず、医療費の急激な伸び等不測の事態に対応するため、基金として残します。

⑥の例規上の賦課割合(案)でございますが、低所得者の税負担の軽減を考慮し、7割、5割、2割の軽減措置とするため、応能応益割合を55対45で設定いたします。

次に、24ページで、この税率を設定した場合の国保税のモデルケースでございます。ケース①、4人家族で所得410万、固定資産税15万の場合、新市では50万5,100円となりまして、成東町で3万9,300円、山武町で2万7,000円、蓮沼村で5万3,000円、松尾町で3万600円の上昇となり

	<p>ます。ケース②、夫婦2人世帯、所得200万、固定資産税10万円の場合、新市では23万2,700円となりまして、成東町で1万7,700円、山武町で3,700円、蓮沼村で2万1,500円、松尾町で1万900円の上昇となります。ケース③、夫婦2人世帯、所得100万、固定資産税5万の場合、新市では14万1,200円となりまして、成東町で1万5,900円、山武町で3,900円、蓮沼村で1万2,000円、松尾町で9,400円の上昇となります。次に、ケース④、夫婦2人世帯、年金所得30万、固定資産税5万円の場合、これは7割軽減適用となります。新市では税額が3万8,800円となりまして、成東町では平成17年度と比較してゼロ、山武町で4,300円安くなります。蓮沼村で4,800円高くなります。松尾町で2,800円ほど安くなります。</p> <p>以上でございます。</p>
○議長	<p>報告第20号 国民健康保険事業の取扱いについて説明が終わりました。</p> <p>質問ございましたらお願いいたします。</p> <p>(発言する者なし)</p>
○議長	<p>質問ないようでございますので、終了いたします。</p> <p>次に、報告第21号 議会議員を除く特別職の報酬等の額について説明をお願いします。</p>
○総務部会長	<p>総務部会の吉井と申します。よろしくお願いいいたします。座って失礼いたします。</p> <p>お手元の資料の26ページからになります。本日は、29ページ以降に参考資料といたしまして関係町村の報酬等の一覧表をお付けしてございますので、それらと対比しながらお聞きいただきたいと思います。</p> <p>議会議員を除く特別職の報酬につきましては、第1回合併協議会において協定項目11として協議、確認されております。</p> <p>内容としましては、特別職の設置人数、任用については、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は必要性を検討し新市において新たに設置する。特別職の給料及び報酬については現行の特別職の給料及び報酬額を参考に調整する。ということでございます。</p> <p>まず、検討の経過からご報告いたします。特別職の報酬等につきましては総務部会で検討いたしました。その際、千葉県内の同人口規模の団体及び全国の類似団体の例を調査、比較いたしました。結果、新市山武市が6万人を超える人口を有すること、行政区域が146平方キロメートル、東金市の約1.6倍を有することから、近隣の東金市の例によるのが最も妥当であろうという結論に達しました。8月24日に開催されました町村長・議長会議にご報告をいたしました。この席上、市長、助役、収</p>

入役、教育長、市長職務執行者の5役については、新市誕生時には東金市並みの財政力が見込めない。また、行財政改革の必要性、とりわけ人件費の削減が求められている点を考慮し、一律5%カット、1万円未満は切り捨てとすることが確認されました。

その他、行政委員会、附属機関については、合併時には行政範囲の拡大、審議案件の増大等も予想されるため、新市発足時の円滑な業務運営に主点を置き、東金市を基本とした報酬額とすることも併せて確認されました。

なお、附属機関等につきましては、個別町村独自の組織として新市に引き継ぐものから、合併により統合される組織、新市において新たに設置するものなど、行政の各分野にわたり多数の審議会などがあります。これらについては、各専門部会でその必要性や今後の運営方針等を検討してまいったところでございます。

それでは、具体的な組織、報酬額についてご説明をいたします。26ページをご覧ください。

初めに、特別職の職員で常勤の者及び教育長の欄でございます。報酬額につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、隣接する東金市の現行の報酬額から一律5%を減じた額といたしました。なお、この中で市長職務執行者という欄がございますが、これは合併後新市長が選挙されるまでの間、市長の職務を執行する役職ですので、その職務の重要性を勘案し、市長と同額としております。

ちなみに、市長の報酬は今回80万でご報告いたしますが、東金市の85万円からは5万円の減額、4町村の最高額79万3,000円からは7,000円の増額。助役については同様に、最高額65万円から4万円の増額。収入役は4町村の最高額60万3,000円から1万7,000円の増額。教育長は同様、3万2,000円の増額という形になります。

続いて、2の特別職の職員で非常勤の者についてご説明いたします。ここに掲げる役職につきましては、これから特にご説明いたします役職以外は基本的に東金市と同額としておりますので、説明については省略をさせていただきます。

まず、一番上から3番目の農業委員会でございます。これについては在任特例期間が平成18年11月30日までとなっておりますので、会長、委員それぞれに在任特例期間中と在任特例期間後で二通りの報酬額をお示ししております。在任中につきましては議会議員の場合と同様に、最高額と最低額を除いた平均額をとり、会長3万5,000円、委員2万8,000円といたしました。在任期間後は東金市と同額の会長4万9,000円、委員3

万9,000円というふうにしてございます。

次に、ちょっと飛びまして、選挙長から開票立会人まで。これは選挙の投開票にかかわる役職でございますが、これにつきましては国の基準による報酬額と同額を設定いたしました。下から2番目の括弧書きの部分は、現在関係町村の中で半日単位で依頼しているケースがあるということなので、特に表記をいたしております。

続いて、次のページの区長でございます。これは関係4町村の平成16年度お支払いした実績を超えない範囲ということで調整をいたしまして、1組合当たり均等割、各組合当たりに平等に割り振るものが1万9,000円、1世帯当たりの世帯割を1,200円といたしました。これにより試算しますと、各町村ごとに増減額は異なるわけですが、全体としては8万9,000円の減額になります。なお、名称が各町村それぞれ異なりますが、合併に際し、区長という名称に統一し、全体としての組織化を今後検討してまいります。

次に、消防団でございます。災害形態の多様化、複雑化など、その必要性、重要性がますます高まっております。加えて、少子化や会社勤務者の増加などから、消防団員の確保がさらに困難になっている背景があります。このようなことから、報酬額は関係4町村の最高額を採用いたしました。そこにお示ししてあるとおりの金額でございます。報酬総額は平成17年度予算額との比較では約430万円ほど増加いたしますが、今後、消防団とも協議し、できるだけ早く機構改革等を進め、効率のよい組織づくりをしてまいりたいと思っております。

次に、情報公開審査会でございます。弁護士さん和其他委員さんで二通りの日額報酬額を設定いたしました。これにつきましては、その次に続く個人情報保護審査会も同様でございます。

続いて、市税等収納補助員でございます。現在、成東町と山武町で当該職員によりまして町税の収納業務を行っております。基本額として月額6万円と、集金額に応じた歩合額——現年度、その年の税金を集めてきた場合には3%、過年度、過去の税金を収納した場合には5%というふうに統一設定をいたしました。なお、新市における税収納率の向上は財源確保の上から重要な課題であるということで、残る松尾町、蓮沼村にも1名ずつ平成18年度から配置する予定となっております。

続いて、学校医、学校歯科医のところでございます。これにつきましては、そこにお示ししてあるように、基本としましては東金市の報酬額と同じでございますが、東金市で特異的に採用しております兼務学校に関する報酬につきましては、参考資料にもお示ししてあるとおりでござ

いますけれども、今回、新市におきましては採用しないで、それぞれの受け持ちの学校ごとに積算をするというふうにしております。

幼稚園医から幼稚園薬剤師につきましては、現在、成東町及び山武町で採用しております。これにつきましては、両町のいずれか高い報酬額を採用して、そこに掲載してございます。

次に、結婚相談員につきましては、現在、成東町と山武町で実施しております。現在の成東町では月額5,900円を報酬額としておりますが、この表の一番最後のその他各審議会の委員等の日額6,400円に合わせまして、これを月額とし、6,400円と設定をしております。

続いて、体育指導委員でございますが、各町村の体育指導委員代表の方から各町村の教育長へ指導委員確保の要望書も提出されているなど、人材確保が非常に困難な状況もあるということから、4町村の最高額3万3,000円に設定をしております。

次の外国語指導助手の報酬ですが、これについては就業規則において、国内で課税される所得税、住民税控除後、年間報酬360万円を支給するというふうに規定されているとのことでございますので、これにつきましては月額32万円以内という設定にしてございます。

次の不法投棄監視員の報酬は県補助の対象となっております、2分の1が県からの補助金であるということでございますので、これは基準額である月額5,000円を設定しております。

最後に、その他の各種審議会の委員です。旧町村独自の組織として新市に引き継ぐもの、合併により統合されるもの、新市において新たに設置するものまで行政の各分野にわたって多くの審議会があります。この審議会は市長の諮問等にこたえて協議または建議する機関ですので、基本的には日額報酬とすることといたしました。4町村ではそれぞれ日額に差異はございますが、新市では東金市の日額6,400円に統一したいと思っております。

以上の報酬額合計を平成17年度の予算額と平成18年度の推定予算額を比較した場合、すべての特別職の報酬では約1億円、19.85%、それから4役及び議会議員等を除いたいわゆる非常勤の行政委員会及び執行機関につきましては692万7,000円ほどの減額が見込まれます。

現段階では財政効果は十分であるとは言えないかもしれませんが、行政委員会及びその他附属機関の報酬額は合併当初は円滑な業務運営に重点を置き、合併後に行政改革の本旨に従い統廃合も含めて適正に見直しを図るという必要があるというふうに考えます。

ちなみに、試算中の試算でございますが、今回の報酬額をもとに概算

	<p>で試算をいたしますと、ほぼ20億円程度の減額が見込めるのではないかと いうふうに、本当の概算でございますが、総務部会としては見込んで いるところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
○議長	<p>報告第21号について説明が終わりました。質問ございませんか。</p> <p>どうぞ、今関委員。</p>
○今関委員	<p>蓮沼の今関です。</p> <p>この報酬については、大変ご苦勞なことを極めて真剣になさっていた だいて大変ありがたいというふうに思うわけであります。6万人程度の 市でその市長の報酬月額が80万円という金額は、多分よそから比較して も低い位置にあるのではないかと思う次第であります。</p> <p>1点だけお尋ねをさせていただきたいのですけれども、この中に区長 の報酬があります。均等割と世帯割というようなことでその報酬を出し て試算してあるわけでありますけれども、この区長という組織をどのよ うな形で新市の中でネットを張っていかれるというお考えがあるのだし ょうか。今までの蓮沼村にある、成東町にある、松尾町にある、山武町 にあるそのものを新しく編制し直すのか否か、そこら辺のところはご検 討なさったのでしょうか。そのことについてお尋ねをいたします。</p>
○議長	<p>事務局、どうぞ。</p>
○総務部会長	<p>ご指摘のとおり、各町村それぞれに区長及びそれに類する組織が現状 でございます。それぞれの組織は、運用形態であるとか町との業務のお 願いする形等は多少異なります。そういう中で、今回、区長という名称 にするわけですが、現行の各町村の組織を母体として、その連合会によ うな組織を今後検討してまいろうということで、今、検討をしております。</p> <p>各町村からそれぞれ代表の方にお集まりいただき、そこでの基本的な 方針を考えるということを検討しております。</p>
○議長	<p>よろしゅうございますか。</p>
○今関委員	<p>よろしいですか。少しご提案があるわけでありますけれども、新市が 発足した後、最小コミュニティーは、以前も申し上げたと思うかもしれ ませんが、小学校の学区単位ぐらいが多分その最小単位ぐらいで、 13小学校があるとお聞きしてあります。形とすると、そういうところか ら総合区長さんのような方が出られて、そこで運営していくという方法 なのはいかがかなという思いがありますので、意見として申し上げさせ ていただきます。</p>
○議長	<p>それでは、提案として聞いておきます。ほかにございますか。</p>

○議長	<p style="text-align: center;">(発言する者なし)</p> <p>ないようでございますので、報告第21号 議会議員を除く特別職の報酬等の額についての報告を終了いたします。</p> <p>以上をもちまして、本協議会の報告事項6案件すべて終了いたしました。</p> <p>その他でございますが、開発行為許可の規制規模引き下げ要望書の提出についてを事務局から説明をお願いいたします。</p>
○建設部会長	<p>建設部会の土屋といいます。よろしく申し上げます。</p> <p>開発行為許可の規制規模引き下げ要望書の提出ということでお願いするものでございます。</p> <p>まず、開発行為の許可の現状についてお話しさせていただきたいと思っております。開発行為の許可は、成東町及び蓮沼村の区域で3,000平方メートル以上の開発行為をしようとする者は、都市計画法の規定に基づき、知事の許可を受けなければならなくなっております。山武町及び松尾町の区域においては、都市計画法及び都市計画法施行令の規定に基づき、千葉県条例により1,000平方メートル以上の開発行為は知事の許可を受けなければならない状況となっております。</p> <p>次に、開発行為の現状と課題といたしまして、成東町及び蓮沼村においては、3,000平方メートル未満の開発行為は宅地開発指導要綱により事業者を指導しておりますが、宅地開発指導要綱では法的制限がないため規制できないことから、公共・公益施設の整備が不十分となり、良好な市街地形成を図ることが困難な状況となっております。山武市のまちづくりには、一定の規制のもとにスプロール化を防ぎ、良好な市街地の形成を図ることが課題となっております。</p> <p>そこで、統一の必要性和調整方針ですが、山武市の「新市建設計画」では、新市の主要施策の中で『水と緑が豊かな住みやすいまち』づくりを基本目標の一つに掲げております。4町村の開発行為の規制規模を1,000平方メートルに統一し、適正な規制のもとにバランスのとれた健全な発展と均衡のとれたまちづくりを推進するため、山武市全体を一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要があります。</p> <p>そこで、千葉県に対し規制規模引き下げの条例の改正を要望し規制規模を統一するものでございます。</p> <p>裏面の方にその要望書の案がついていると思いますけれども、こちらの方を県に提出したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
○議長	<p>開発行為許可の規制規模引き下げ要望書について説明がありました</p>

	<p>が、ご質問ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(発言する者なし)</p> <p>○議長 質問ないようでございますので、今説明いたしましたとおり、この要望書をもって県に要望をさせていただきたいと存じます。</p> <p>○事務局 事務局、ほかに何かありますか。</p> <p>○議長 それでは、次回の協議会の予定でございますが、次回は10月19日水曜日午後1時半から山武町のさんぶの森文化ホールで開催をする予定でございます。</p> <p> 以上でございます。</p> <p>○議長 今、事務局から説明申し上げましたとおり、次回は10月19日でございますので、ひとつよろしく願いいたします。</p> <p> それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
--	--